

宮城県
公害紛争処理法に基づく調停申請の手引き

令和7年10月

宮城県環境生活部環境対策課

1 はじめに

この手引きでは、宮城県公害審査会において最も多く受け付けている調停申請手続きについて解説します。

2 宮城県公害審査会とは

(1) 宮城県公害審査会の概要

宮城県では公害紛争処理条例（昭和46年宮城県条例第14号、以下「条例」と言います。）に基づき、公害に係る紛争について、公正・中立な立場で、あっせん、調停、仲裁を行う組織として、宮城県公害審査会（以下「審査会」と言います。）を設置しています。令和7年10月現在の委員数は12人で、内訳は、弁護士3人、環境等を専門分野とする典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭）に関する学識経験者6人、その他有識者3人となっています。

(2) 審査会の所掌事務

審査会では、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる典型7公害に係る民事上の紛争について、紛争を解決しようとする当事者のため、あっせん、調停及び仲裁を行うことにより、訴訟手続きによらない紛争解決を支援します。

(3) あっせん、調停、仲裁について

○ あっせん

あっせん委員が紛争の当事者間に入り、交渉が円滑に行われるよう仲介することにより、当事者間における紛争の自主的解決を援助、促進する手続きです。

○ 調停

調停委員会が紛争の当事者を仲介し、双方の互譲による合意に基づき紛争の解決を図る手続きです。あっせんと類似していますが、調停委員会が積極的に当事者間に介入し、手続きをリードする点が異なります。

○ 仲裁

紛争の当事者双方が裁判所において裁判を受ける権利を放棄し、紛争の解決を仲裁機関である仲裁委員会にゆだね、その判断に従うことを約束（仲裁契約）することにより紛争解決を図る手続きです。

※ 令和7年10月現在、宮城県公害審査会が申請を受け付けた紛争は調停が96%を占めており、そのうち、調停成立に至ったものは37%です。

3 調停手続きについて

(1) 調停とは

審査会会長に指名された3人の委員からなる調停委員会が当事者間を仲介し、双方の互譲に基づく合意によって紛争処理を図る手続きです。調停委員会は、紛争解決に向けて当事者双方に積極的に働きかけを行い、合意点を探ります。

(2) 調停手続きの流れ

① 当事者間での紛争解決が見込めず、公害紛争処理制度に基づく調停での解決を望まれる場合、まずは宮城県環境対策課環境影響評価班（022-211-2667）にご連絡ください。紛争の詳細を伺い、本制度についてご説明するほか、紛争の種類によっては、裁判所による民事調停や弁護士会等によるADR（裁判外紛争解決手続き）制度をご案内することがあります。

② 審査会宛てに調停申請書を提出します。

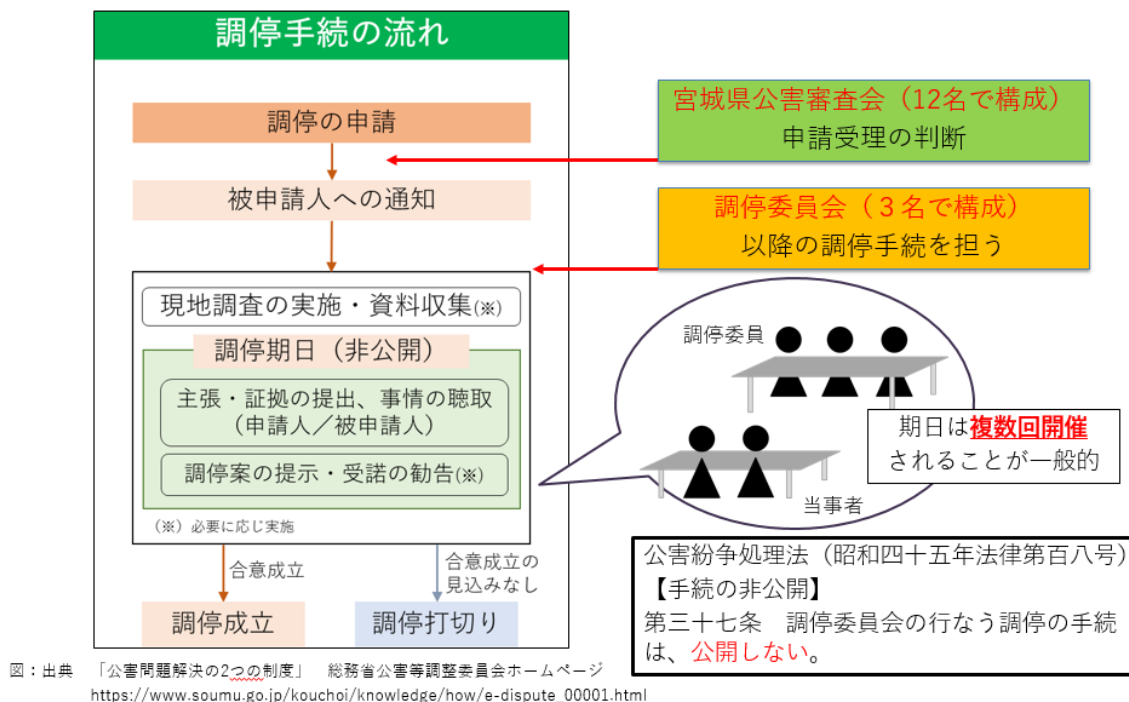
なお、申請には所定の申請手数料が必要で、手数料の額は、調停を求める事項の価額によって算定します。

例として、損害賠償を求める場合は、その請求額が「調停を求める事項の価額」となります。一方、騒音の差し止めを求めるといった価額の算定が不可能な場合は、その価額を500万円とみなして申請手数料(3,800円)を算定します。

手数料の算定方法は下表のとおりです（条例第6条の表の一部を加工）。

調停を求める事項の価額	手数料の金額
100万円以下の場合	1,000円
100万円を超え、1,000万円以下の場合	1,000円に、100万円を超える部分が1万円に達するまでごとに7円を加えた金額
1,000万円を超え、1億円以下の場合	7,300円に、1,000万円を超える部分が1万円に達するまでごとに6円を加えた金額
1億円を超える場合	61,300円に、1億円を超える部分が1万円に達するまでごとに5円を加えた金額

③ 調停申請以降の手続きの流れは以下のとおりです。



(3) 留意事項

調停は、当事者双方が互譲の精神を持ちながら協議を進める手続きです。したがって、どちらか一方の当事者が調停期日に出頭しなかったり、話し合いが平行線をたどり、当事者双方の間に合意成立の見込みがないと認める場合には、当事者の同意を得ることなく調停を打ち切ることになりますので、ご承知ください。

4 調停申請書の記載方法・提出方法

(1) 記載方法

記載例を参考の上、次に掲げる事項を申請書に記入してください。

- ・ 申請人の住所、氏名及び電話番号
- ・ 被申請人の住所及び氏名
- ・ 事業活動その他の人の活動が行われた場所及び被害の生じた場所
- ・ 調停を求める事項及びその理由
- ・ 紛争の経過
- ・ 調停を行うに当たって参考となる事項
- ・ 添付書類

(2) 提出方法

申請人は次に掲げるいずれかの方法により申請書を提出することができます。

○ オンラインでの申請

調停申請書を作成の上、以下の URL から LoGo フォームにアクセスし、電子申請をお願いいたします。

(<https://logoform.jp/form/GQGB/1195416>)

なお、申請手数料につきましては、フォームから仮申請いただいた後にお支払い金額及びお支払方法に係るご案内メールを送信しますので、メールに記載の内容に従ってお手続きください。

○ 窓口での申請

調停申請書を作成の上、窓口（宮城県行政庁舎 1 3 階 環境対策課環境影響評価班）にお越しください。

なお、申請手数料につきましては、宮城県行政庁舎 1 階のパスポートセンターにあるセルフレジにおいて現金またはキャッシュレス決済にてお支払いいただき、セルフレジから発行される「レシート（提出用）」を窓口へ提出してください。